

審議会等会議録 要約版

審議会等の名称	令和 4 年度第 1 回山口市人権施策推進審議会
開催日時	令和 5 年 3 月 1 4 日（火曜日） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 5
開催場所	平川地域交流センター 講堂
公開・部分公開の区分	公開
出席者	＜審議会委員＞上野千恵、金子敬史、武波義明、中手眞弓、長村淑子、西公男、馬場幹雄、松原幸恵、柳井敏和、9 人（敬称略）
欠席者	井上昇、小林恵美子、島田愛子、西山香代子、増本好夫、山田圭介、6 人（敬称略）
事務局	＜地域生活部＞吉村地域生活部長、鈴木地域生活部次長 ＜人権推進課＞萩尾人権推進課長、吉松人権推進室長、野村副主幹、小田副主幹 ＜生活安全課＞岩本生活安全課長、一村生活安全課主幹
議題	犯罪被害者等支援にかかる条例について
内容	1. 開会 2. 部長挨拶 3. 会長挨拶 4. 議事 ＜議長＞ 議事の「犯罪被害者等支援にかかる条例について」でございます。これについて、主管課の生活安全課から説明をお願いいたします。 ＜生活安全課＞ それでは、「犯罪被害者等支援条例」を担当いたします、生活安全課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 「山口市人権推進指針」には「犯罪被害者の保護」が人権課題のひとつとして掲げられておりますので、本日、審議会委員の皆様にご意見をいただきまして、条例の制定に向けて検討を進めたいと考えております。本日は忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。 なお、資料 4 につきましては検討途中のものでございますので、会議終了後に回収とさせていただきますので御了承ください。 ＜生活安全課＞ 資料 3 及び、資料 4 に基づき説明 以上が素案の内容説明となります。まだ素案の段階のため、内容については、今後、関係課や関係機関などにも御意見を伺い、修正をしてみたいと思っております。素案がまとまりましたら、最終的には、パブリックコメントという形

で市民の皆様に御意見をお伺いし、議会へ議案を提出する予定です。

<議長>

ありがとうございました。只今、生活安全課から説明がございましたが、皆様、御意見・御質問等ございませんでしょうか。

<A 委員>

まず、県が既に条例を作っています。また、市も似たような条例を策定することになると、被害に遭われた方は、県と市のおもにどちらに相談や申請に行けばいいのでしょうか。県と市の住みわけが分からないのでお聞きしたい。

また、条文に「市営住宅を提供する」とあります。ただ、自分の家から離れて隠れるという時はシェルターにということになりますが、シェルター的な機能が市営住宅にあるとすれば、わざわざ条例で「隠れる場所は市営住宅ですよ」と明記するのは適切なのかなと気になりますが、そこはどうなのでしょう。

それから16条ですが、この条文の意味がよく分からないのですが、「教唆」や「ほう助」と記載がありますが、被害者にとって加害者に対する恨みはものすごくあるわけですから、それについて話しをすることはあると思いますが、例えば「報復のための教唆やほう助」とかに限定し、明記したほうが良いと思います。

<議長>

ありがとうございました。御質問が3点あったと思いますけれども、回答をお願いします。

<生活安全課>

1点目の、被害者が県と市のどちらに相談したらいいかということですが、実際には犯罪被害ですからまず警察に行かれます。そうすると、警察のほうで市や県の制度の支援の説明をされることとなります。

その後、警察署から、被害者の方や被害者の御家族の方へ、市や県への情報提供の了解をとった上で、関係機関として連携をとることになります。どこに相談されたとしても遺漏が無いよう、しっかりと連携をとりたいと思います。

それから2点目の、市営住宅をシェルターとして使用する場合、条文に明記することでシェルターの所在を明示することになるという懸念についてですが、実際には県の住宅や、他の福祉的な施設もございますから、まず、市としては市の施設である市営住宅で便宜を図っていくということを条文化しています。

それから3点目。16条の支援の制限の規定については、『社会通念上』という文言がどこまでの範囲を具体的に指しているのかということになりますが、先行の自治体でもこの文言が条文に存在します。まだ書き方は検討段階ですが、今後他市の状況も踏まえ、確認し、しっかりと精査します。

<議長>

よろしいでしょうか。

<A 委員>

シェルターの機能というのを条文にわざわざ明示することが必要なのかということを知っているわけですが。

<生活安全課>

条文の規定は、たとえば御自宅に住める状況にない場合などの対応を規定したものです。現時点では抽選の際の優遇措置のみでの想定ですが、何らかの仮の住まいが必要なときに市営住宅を提供することについて建築課と協議しています。

<A 委員>

いや、それなら「住宅を提供します」と市が規定すれば済むことでしょう。

<地域生活部>

市営住宅の支援についてももう少し補足します。

今の時点で、市営住宅をシェルターとして使うことは考えていません。御自宅が住みづらくなった場合、御自宅が精神的にも住みづらくなった場合に、市役所は公営住宅としての住居の提供ができるという意味です。

シェルターについては、福祉サービスの中の項目として、今後、整理していくべきで、この条例とは別のものと考えています。

<議長>

よろしいでしょうか。

<A 委員>

要するに市としてはこと細かく分けて規定されるということですね。

<議長>

現時点では、条例の文章としてはかなりざっくりしたものしか出せないけれども、自治体の運用面は条例とは別に詰めていくという感じでしょうか。そういう御趣旨だというふうに理解しています。

<生活安全課>

現在、建築課との協議を進めておりますが、今のところは、抽選優遇枠があり、一時的な住まいの確保についても検討をしております。

<議長>

また細かいところまで規定されていくということでしょうか。

<生活安全課>

はい、これは理念的な条例のため、具体的なことは要綱等で定めることになります。

<議長>

ありがとうございます。ほかの委員さんから何か質問や御意見はありませんか。

<B 委員>

「支援」という言葉を使って具体的なことを書いていくということにあると思いますが、その具体的なことを表記するのは難しいですね。まずは市営住宅への優先的な配慮や日常生活の支援であるとか、相談とか要望支援とか、国の法律にもほとんど書いてあります。市としては、具体的なものとして何か、もっとこれはやはり、具体的な支援情報について明示があると、市民にもわかりやすいかなと思います。もっと目玉になる支援があると良いなという意見です。

それと、平成16年に法律ができて、もう20年近く経っています。20年ぐらい経った状況で、市としてこういう支援条例を作る目的はどういうことかということです。

ご説明では、現在、制定しているのは県と4市4町ということでしたが、たとえば防府市は早くて、それから県は令和3年の最近ですね。各市町村での条例制定の足並みがそろってない。先行された柳井市であるとか、どういう目的でやられたのかなということと、全国的には市町村レベルで条例を作られているのかを教えていただきたいです。

<生活安全課>

まず、最初の「具体的なことがなかなか書きづらい」という御意見ですが、これは理念条例のため、具体的なことはお示しできないところがあります。例えば、第8条の経済的負担であれば、第1項に、見舞金の支給ということが具体的に書いてあります。見舞金制度を設けることは考えており、これは要綱で規定することになります。それ以外にも関連した制度が市にはいろいろあり、例えば、障がいであれば障がい福祉の窓口であったりしますので、しっかり連携したいと思います。

それから、法ができてかなり時間が経過してから市で条例を制定する目的は何かということですが、国のほうで給付金などの支援制度が設けられていますが、支給されるまでに時間が半年程度かかるということもあり、山口被害者支援センターや弁護士会の双方から、各市においても支援施策を作ってほしいという要望や、条例をつくってほしいという要望がありますので、急いで対応しているところ です。

柳井市や防府市についてですが、防府市は実際にその当時、犯罪被害者の方があり、また、柳井市につきましては、柳井警察署管内での取り組みとして、市や

町も含めて警察署を中心に検討されたと伺っています。県につきましては、全国的に条例を制定されていくという流れの中で制定されました。県からは、各市においても作って欲しいという要請もありました。我々も早急に対応をしていきたいということで、制定に向けて努力しております。

全国的な状況についてですが、ここ最近、制定される市がとても多い状況です。都道府県レベルではほぼ作られています。市のレベルでも、かなりの数で制定しています。全国的な傾向は、警察庁ホームページで年1回公表されています。

<議長>

今の御回答の中で「見舞金」という話が出たと思うのですが、法律レベルでの援助というのと見舞金の違いを説明していただけますか。

<生活安全課>

国の支援制度につきましては「犯罪被害者給付制度」に遺族給付金、重傷病給付金、それから障害給付金とがあり、医療費等の金額が確定したあと、生活状況や収入状況に応じて支払われます。このため、手続きに時間がかかるという状況です。市の見舞金については、犯罪被害に遭ったということの確認を取ることができれば、すぐに申請していただき、素早い対応を取っていきたいと考えております。

<B 委員>

では、法律による支援金や見舞金の支払い方法は、内払いや肩代わりというかたちでの支払いなのでしょうか。例えば警察と相談して、「給付の対象におそくなるでしょうから」ということで市が支援したとします。その後、国に申請する。そうすると市が支出したお金は、国が支出するよりも先にもらわれているわけです。その関係というのはどうなるのですか。

<生活安全課>

まだ検討段階ですが、市のほうで給付する一時的な見舞金は、重傷病が10万円、遺族見舞金が30万円程度を見込んでいます。これは県内、大体そのぐらいです。

<A 委員>

第2条の「市民等」とありますが、「市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学するものをいう」とあり、これは市民が対象者ということだと思いますが、事件がそこで起これば、市外に住んでいてもその対象にするという意味で書いているということでしょうか。それでは給付の対象となったという場合に、その点はどうなるのですか。

<生活安全課>

この定義の「市民等」につきましては、実際には山口市に住んでいる方ということになるかと思います。相談窓口としては、しっかりと市外の方に対しても山口市として受けて、それで他市とも連携しながらの相談対応になると思います。

<議長>

今の見舞金とかの支援に関連してですが、要するに犯罪被害者全て、もちろん、申請があってという前提ですが、どんな犯罪被害者も全てということを想定しているのかという点に関して説明をお願いします。

<生活安全課>

相談窓口としては、全ての犯罪に対して対応します。ただし、重傷病等の見舞金については対象が限定的となるため、全ての方には給付されません。まず相談がありましたら山口市でお伺いし、必要に応じて他市との連携、関係機関との連携となります。

<議長>

ということは、相談はかなり幅広く受け付けるのだけれども、見舞金を支給するにあたっては結構限定的という趣旨でしょうか。

<生活安全課>

そうなります。

<議長>

そうすると、条例の条文には無い別の方法というか、要綱というか手引きというか、そういうところでそこをきちんと明確にしていくという意味ですか。

<生活安全課>

はい、詳細については別の要綱によって定めることになります。

<A 委員>

条例を読んで、市民はそれで理解できるのですか。

<B 委員>

国の支援の支給が半年なり何なりと遅くなるから、仮に対象になれば、市が前払いしますという意味合いに聞こえます。そうではなくて、市として必要であれば、「国の法律で定める支援金ではなくて」とはっきり規定したほうが良いのではないかと思います。そうしないと「私は国に支援を申請します」とか言われれば、国が100出して市が10出しということになる。結果的に国とあわせて110もらったことになるのですが、国だけに申請したら100しかもらえなかった。

それではおかしいのではないかなと思うのです。そうするとやはり、市として具体的な支援はどうするのだということを「市が独自に条例で定めて支援をするのだ」とはっきりしたほうが良いと思うのです。この点について具体的に書かれてなくて、そういう支援事業を半年なりと経過するからと資料には書いてあるわけですね。簡潔に「市として出しますよ」と言ったほうが良いと思います。

<生活安全課>

国の給付金の制度と市が検討している見舞金というのは別のものです。

市が検討している見舞金は、国の給付金制度と対象者はある程度重なる場所がありますが、独自の制度として設けることを考えています。

<B 委員>

それなら、この「国が支給に時間がかかる」とか云々という文言は文章として出さないほうがいい。紛らわしくなるので。それが目的だから市は先払いしてしまうのという言い方になると市民は受け止めてしまう。受け取る側としては、市に行くわ、国にも行くわ、県も同じ条例があるから、また県にも行くよというふうになってしまいますよね。やっぱり、市が独自のスタンスとしてやるということをはっきり明確にしたほうが良いという気がします。

<議長>

今の見舞金の詳細については、説明の9ページのほうで「要綱にて定める」ということが書いてあって、先ほどの回答の中にもあるのですが、要綱というのはオープンになるものなのでしょうか。

<生活安全課>

はい、基本的には、支援制度、要綱はもちろんのこと、ホームページや啓発パンフレット等でしっかりと明示していきます。

<議長>

他の委員さんから御意見・御質問があればお願いします。

<C 委員>

第2条の「(5) 市民等」のことにに関してなのですが、ここで相談は受けられると。問題はその後なのですが、被害者支援の基本条例を制定している市もあれば、していない市もある。その時にどう対応をされるかということをお尋ねしたい。

<生活安全課>

市としては、見舞金等については要綱に定める範囲内でしか支給できないのですが、市ではなくても国にも制度があり、窓口としては、実際にお住まいの市に

が対応することになります。いろいろな福祉制度も犯罪被害者の方に対しての支援ともなります。先ほど言いました総合的対応窓口は全国的にありますので、その窓口の紹介等もしっかりとしてまいります。

<C 委員>

それは被害者の方の居住地、つまり、住民票がある所在地の市町村に対して、情報の提供を行うという解釈でよろしいですか。

<生活安全課>

御本人に確認の上ですが、そのように解釈されて差し支えないです。

<議長>

他に御意見・御質問はございますでしょうか。

<D 委員>

先ほどからお聞きして、「経済的負担の軽減」のところにもありますけれども、経済的な支援というのが一番のヤマ場のようですが、国や県で手が届かない支援を、市の行政がどこを、何がどう違うかということを知りたいです。

<生活安全課>

支援制度の具体的な中身につきましては、市としましていろいろな窓口があります。例えば福祉的な窓口や、また経済的支援であれば、生活保護の関係、そういう窓口も含めて市のほうで対応しています。

<D 委員>

「国の制度では時間を要するので」ということであるのであれば、スピーディーな経済的支援を受けるというのが条例の主な目的なののでしょうか。

<生活安全課>

そうです。国の給付金制度とは違う独自の制度ですが、市がそれを行う意味というのはやはりスピーディーに早い段階での対応ができることです。例えば、誰かがお亡くなりになった時には、被害者の家族は全く想定していない状況ですから、葬儀などでいろいろ経費がかかり、そこでお困りになる方もいらっしゃると思います。金額はそれほど多くなくても早い段階で支援をすることが県や国とは別に制度を設ける意味があります。ほかに市が国と県と違いますのは、身近ないろいろな福祉サービスがありますので、そういったものの御案内もやはり、市でしかできないことであり、市の大きな役割であると思っております。

<地域生活部>

先ほどから「国とか県」の住みわけが分からない状況になっていますので、国

の給付金について具体的にご説明いたします。

国には、「遺族給付金」という制度があり、これは御遺族に払われるもので、上限は320万円ぐらいで、最高で2900万円の給付がございます。これは亡くなられた方が生計者であるか否かによって、金額が変わってくるようです。

次に「重傷病給付金」ですが、これはケガをされた方、急病損害とかで、上限120万円ぐらいです。それから「障害給付金」というのがあり、これは重度の障がいが残られた方に給付されるもので、最高が3900万円ぐらいです。

それから県の制度には見舞金の制度はありません。県の現行制度での支援は、引っ越し費用に関するもので、上限20万円とされています。

山口市ではまだ制度が確定したものではありませんが、県下での標準としまして当座の見舞金という意味で、亡くなられた遺族に対して、大体20～30万円ぐらいで支給されています。それとは別に、いわゆる重傷病、ケガをされた方に対するものが10万円です。

金銭以外の支援として、たとえば介護保険の制度のように、生活支援の時にヘルプサービス、ヘルパーさんに来ていただいて、家庭の支援をしていただくそういったようなサービスも想定できていると思っています。これは他市の事例になりますが、犯罪被害者の御家庭にそういった支援をしており、山口市についても、そういったものが必要かどうかは検討しますが、それぞれ国・県・市のサービスの相違、住みわけというのはそういったところがございます。

<E 委員>

この法律が制定されてから20数年が経って、今ごろになって条例として制定されるというのはなんか遅いのではないかと思いますし、その間、被害に遭われた方というのはこういう支援を受けられなかったのかというのを疑問に思います。条例を制定することによって、救済されることが早急にできるのならば、それこそ条例を早く作っていただきたい、制定していただきたいと思いますが、要するに、私たちはいろいろな法令ができて、基本的には、申請主義ですので、利用したい方がどのような時にどういうふうな使い方ができるかが分からないですね。ホームページを見ても、今の段階でも、他の制度に対しても同じです。例えば介護保険課に申請に行っても、「いや、これはこういうのがありますよ」という説明も受けないままで、あとになって「ああ、こっちのほうも受けられたのに」と思うこともあります。あくまでも縦ばかりの話で、横のつながりが無く、もし制定されるのであれば、広報などを通して相談窓口をしっかりと皆さんへフォローしていただきたい。それと、この度、広報紙には「地域包括支援センターが何でも相談を受けますよ」と出ていましたが、この犯罪救済法もそこできちんと説明していただけるのかということも、皆さんに報告していただきたいです。犯罪被害者の方、被害に遭われた方というのは、なかなか自分から動けない、その対象となる範疇も良く分からないと思うのです。最近では家族間の殺人事件とか、認知症の介護による介護殺人とかがあります。その場合に、他の家族の方が救済法の対象にあたるのかどうかということも分かりません。それをまた

申請することによって、新たに、最近はネットとかでいろいろと言われたりしていますので、そういうことが起きた場合にはどうするのか。お金の問題だけでなくそういう二次被害に対しては、どういのを救済していただけるのかというのが良く分かりません。作っていただくのなら、やはり、皆さんに使える制度がこういうふうになっていて、皆さんは実際にこういうふうに守られているのですよというのをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

<生活安全課>

はい、御指摘がありましたように、条例を制定しましたら、直ちにパンフレット等を作成しまして、しっかりと啓発したいと思います。

相談窓口は生活安全課ですが、実際にいろいろな支援、例えば、障がいであったり、生活保護だったりというのは、各担当部署がありますので、そういうところへしっかりと我々が連携してつなげます。それから、先ほど言いました相談窓口も、しっかりとつなげていく仕組みを作っていきたいと思っています。

<議長>

今の件にちょっと関連することなのですが、横のつながりとか、実際に担当する部署が別だとすると、「そういうところを紹介して」という話になると思います。言い方は悪いのですが、たらい回しになるようなことはありませんか。

<生活安全課>

説明不足でした。しっかりと担当職員がついて行って、最後まで支援したいと思います。

<A 委員>

ワンストップでやりますといえないのですか。

<地域生活部>

ただ今、相談者への対応としてワンストップについてのご意見がございました。相談される方は、非常に苦しい記憶や思いなどを抱え、相談窓口にお越しになるのだと思います。先ほど、担当者から各相談窓口にご案内する形で相談者に最後まで寄り添う旨の発言もありましたが、各相談窓口にご案内するというよりも、ご相談の内容に応じて担当者に来てもらうといった対応により、少しでも負担を少なくすることも大切ではないかと考えております。様々な不安をお持ちの方がいらっしゃるのですから、さらに御負担をかけるような対応は避けたいというふうに考えております。

<議長>

今の御意見と御質問の中で、条例ができるとして、使い勝手が良いようにしてほしいという御意見だったのですが、まだできていない段階なのですけれども、

現時点でこういう対応というのがどこまで取れるのかということについて、少し説明いただけるとありがたいです。

<生活安全課>

現時点でも総合相談窓口につきましては生活安全課になります。ただ、先ほどの見舞金とかの制度がまだできておりませんので、それについては制定した後のことになります。

<議長>

もちろん、条例ができてからしかできないこともたくさんあると思うのですが、条例ができていなくてもできることが多分にあると思うのです。だから先ほどの申請主義ですという話の中で、「知らなかったから、用意ができませんでした」というような話があったと思うのですが、相談窓口は市役所にありますよということを警察との連携の中で周知する。これは条例ができる前にもできることではないかと思いますが、その点はもう、連携が取れているのかということを伺いたい。

<生活安全課>

万が一、被害者の方が現れた場合につきまして、警察のほうと連携を取りながら対応してまいります。

現実的には、私が着任してこの2年間は、そのような事案が起きたケースは無いのですが、警察署とはしっかりと話し合いをしております。条例制定するにあたって、いろいろと御意見を伺う所存です。

<議長>

他の委員さんから何か御意見・御質問はありますか。

<F 委員>

今、いろいろと聞かせていただいて、条例の中では細則が決めにくいこともよく理解できます。それで、各所にも「別途、要綱を定めるとする」というのがありますが、要綱をしっかり全部網羅できるように決めていただきたい。それで先ほどから出ておりましたが、情報が分からない、どういうふうにしていいか分からないとか、素案を読んでいて理解しづらいところもありますので、しっかりみんなが理解できるようにして欲しいとつくづく思いました。

それと、最初の窓口が警察ということであれば、当然、市とか県とか国とかで連携するようになると思いますが、その連携が上手くいくように願っております。それで先ほど、市としては迅速な対応をモットーとされているようなお話でしたので、それは大変良いことだと思います。ぜひ、すぐ対応できるような体制になると良いなと思います。

<生活安全課>

ありがとうございます。引き続き、しっかりと関係機関、県の犯罪被害者支援センターとも連携しながら、しっかり対応してまいりたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<議長>

他の委員さんからありませんか。

<G 委員>

私も気になったところは他の委員さんが発言されたので、特に今、申すことはないのですが、連携がうまくいくということ、要は先ほどの質問にもありましたように、これが無いのでは被害者の方はどうしようもないというのがありますし、そういうところで被害者の方が次のステップというか、生活を守らないといけなくなっていく話になってくるので、連携ということを期待しています。

<議長>

委員のみなさんから御意見・御質問を伺えましたが、何か付け足しはございますでしょうか。

<A 委員>

犯罪被害者の方はどういう方が多いのか。例えば、DV被害者が一番多いのかとか。山口市は今までの実態の中で、誰を念頭においてこういう条例を作っておられるのか、お話を聞いてまだ良く理解できないままです。

<生活安全課>

犯罪被害の状況について、手元に資料を持ってきていないので申し訳ありません。この条文にも書いてありますが、犯罪被害を受けた方に対しては、しっかりと総合相談窓口として対応します。

どれが対象という具体的なものがあるわけでは無く、実際に犯罪の相談があれば、しっかり対応してまいります。

<議長>

今の問題に関しては、例えば市内にそういうデータが無いということであれば、他の市町村とか自治体とかの状況というのを参考にすることもあると思うので、そういうことも念頭に置きながら、対応を固めていただきたいと思います。

他に無ければ、「犯罪被害者等支援条例」についての御意見・御質問は以上で終了します。

それで、今までの事務局からの説明以外の件に関して、「犯罪被害者等支援条例」以外について、何か御意見等はございませんか。

	では、ないようですので、前回、L G B Tの問題について検討したのですが、その後の進捗状況とかというのを教えていただけませんか。 <事務局> 前回、L G B T、いわゆる性的少数者の方々の理解の促進ということ、そしてもうひとつ議題に挙げたのが、パートナーシップ制度についてということで、お考えを伺ったかと思います。 現在の進捗状況ですが、令和4年度というのは各市町、自治体、広範囲にアンケート調査を実施しまして、その集計・分析をしているところです。 パートナーシップ制度につきましては、当事者の方でも意見がいろいろ分かれていたということもありますし、まずは検討を続けておりますが、山口市にとって望ましいかたちにしていくのかというのは模索している最中です。 去年、市議会議員の方々の勉強会も実施させていただきました。制度を作るという意味で、やはり理解促進のほうを。人権推進指針の課題のひとつでありますので、特に昨年、これを重点課題のひとつといたしまして、そういった人権学習講座を実施したり、「人権ふれあいフェスティバル」にも当事者の方を講師にお招きして、講演をしていただいたところです。 ほかの自治体等へアンケート調査をしましたけれども、最終的には実際に運用したところがどのような作業をされたのかということも、来年度から先進的なことをされたのかも伺いして、最終的には、もし、山口市がその制度を作るとしたらどういったものになるかをもう1回検討していきたいと考えております。 <議長> 特に無いようでしたら、審議事項に関しては以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。 一以上で会議を終了した。
会議資料	資料1 山口市人権施策推進審議会条例 資料2 山口市人権施策推進審議会会議運営要領 資料3 山口市犯罪被害者等支援条例の制定について 資料4 山口市犯罪被害者等支援条例逐条解説（素案）
問い合わせ先	地域生活部人権推進課人権推進室 TEL 083-934-2767